

新型コロナウイルス対策に関わる緊急要望書（第1回）

日本共産党宮城県委員会 新型コロナウイルス対策本部

責任者 ふなやま 由美

日本共産党宮城県会議員団

団 長 三浦 一敏

2020年3月13日

新型コロナウイルスの感染が拡大していることに、県民の不安が広がっています。

日本共産党にも、「病院のサージカルマスクの備蓄が残り少なく、このままでは診療を継続できなくなる」、「学童保育（児童センター）は、子どもが多いうえに接触が濃密で、感染リスクが高いので不安だ」、「飲食店だが客が激減していて、直接の損失補填を手厚くやってももらえないか」、「障害福祉サービス事業所で働いているが、官庁からお弁当の販売を断られ、今後の事業がどうなるかが心配だ」などの切実な声が寄せられています。新型コロナウイルスに便乗した解雇や雇い止めもおこっています。

日本共産党は党本部及び国会議員団、地方の機関に「新型コロナウイルス対策本部」をつくり、政府や地方自治体の対策に協力するとともに、独自の調査でつかんだ国民各界・各層の要望を行政に伝える活動、国会・地方議会での政策提案を進めています。

下記のように、県民の要望をまとめましたので実現されるようお願いいたします。

記

【1】医療機関の診療継続について

病院や診療所などへのサージカルマスクやガウン、消毒薬などの消耗品を継続的に供給すること。

【2】検査体制の充実について

県保健環境センターの担当職員を増やして検査体制を強化し、医師が必要と認めた人が速やかに検査を受けることができるようにすること。

【3】国民健康保険について

国民健康保険税を滞納している被保険者に受診機会を保障し、感染拡大を防止するために、資格証明書を交付されている被保険者を「短期保険証の交付対象と見なし得る」、「資格証明書を被保険者証としてみなして取り扱うこと」などが2月28日に厚生労働省からの通達で示されている。

- 1、通達の趣旨を踏まえて、資格証明書が交付されている被保険者に、直ちに短期保険証を交付すること。
- 2、厚生労働省の2月28日付事務連絡を医療機関等に周知徹底すること。

【4】学校教育について

- 1、学校への一斉休業の要請により、子どもたちが友だちと遊ぶ場や学ぶ機会を奪われ、一番の被害者になっている。今後の対応にあたっては、感染拡大防止と同時に、子どもたちの成長と教育を受ける権利を保障すること。
- 2、学校を再開できる要件とその見通しを明確にすること。
- 3、市町村教育委員会や小中学校の判断で校庭の解放、外遊びや野外活動、登校日をつくるなどの努力に対しては、これを尊重し、合理的な基準を設けて、学校を活用した支援の条件整備を進めること。
- 4、県立学校においても、野外活動などの学校を活用した支援に取り組むこと。
- 5、学校給食を再開すること。
- 6、県立の特別支援学校で医療的ケアを受けている児童生徒が必要とする医薬品や消毒剤などの資器材の確保に、県と県教委が責任をもって対応すること。

【5】雇用調整助成金の活用について

- 1、雇用調整助成金の活用などに関わる通知が届いていない事業者があるので、周知を徹底するとともに、中小企業・小規模事業者支援のためのワンストップの相談窓口を宮城県として設置すること。
- 2、介護や障害福祉のサービス事業所において、利用者による「利用の手控え」等が発生し、雇用調整助成金の活用が求められているので、社会福祉法人やNPOなどに対する種々の支援策の情報提供、支援策の活用に関わる相談を強化すること。
- 3、NPO法人への支援の強化につとめ、NPOプラザがもっている機能を活用し、サポートセンターとも連携できる相談窓口を開設すること。

【6】影響のある事業所、フリーランスの支援について

- 1、観光・宿泊業や飲食業など、影響の大きい事業者への支援策が日々充実されているが、情報提供や相談をワンストップでできる体制を早急に確立すること。
- 2、学校の一斉休校の要請により、給食食材の廃棄処分や農産物、枝肉の価格低下などにより収益が大幅に低下している農業者に対して、中小企業と同様の無利子融資制度を創設すること。
- 3、宿泊・イベントのキャンセルなどで深刻な影響が出ている観光・宿泊業、飲食業や、スポーツの試合・興行の中止などで影響を被っている事業者に対して、融資だけでなく損失補填の制度をつくるよう政府に働きかけること。
- 4、零細企業や個人事業主・商店の営業を継続するために、賃貸している事務所・店舗の家賃やリース代、社会保険料事業者負担分の軽減など、固定費を軽減する直接支援策や返済猶予などを実施するよう、政府に働きかけること。
- 5、感染国の中で香港やシンガポールが導入している個人給付を参考にして、フリーランスの人を救済する支援の創設を政府に働きかけること。

【7】労働者の雇用について

新型コロナウイルスの影響で、派遣切りや、労働者に無休の休暇が押し付けられる事例があいついでおり、便乗した解雇・雇い止めではないかと思われる事案も発生している。雇用悪化の実態をつかむとともに、宮城労働局と連携してその是正につとめること。

【8】消費税について

消費税10%増税に加えての新型コロナウイルス感染で経済に甚大な影響が出ているので、消費税を5%に引き下げるよう政府に要請すること。

以上